

令和5年2月20日

各団体御担当者 様

中国運輸局自動車交通部

引越時期の分散に向けた周知について（依頼）

平素より、国土交通行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年4月から、引越事業を含めたトラック事業においては、ドライバーの時間外労働に上限規制が導入され、ドライバーの労働時間が短くなることで輸送能力に制約を生じ、今までどおりにモノが運べなくなる可能性が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」※に直面しています。

特に、引越事業においては例年3月から4月にかけて依頼が集中する傾向にありますが、3月は通常月と比べて引越件数が約2倍となっている上に、4月からは「物流の2024年問題」への対応も相まって人員と車両双方の確保が難しくなっています。

スムーズな引越しを行うためにはできる限りピーク時期を避ける等、御利用の皆様におかれましては御協力をいただくことが必要となっておりまいますことから、国土交通省、全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会では別添のようなリーフレットを作成し、広く周知を図っているところです。

つきましては、各企業においても、①従業員の皆様に対して引越時期の分散化に向けた呼びかけを行っていただくとともに、②従業員の皆様の異動時期の分散化についても可能な範囲で御検討いただくよう、貴団体傘下会員企業の皆様に対する周知について御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細な内容については国土交通省HP及び別添リーフレットをご覧ください。

（国土交通省HP）引越分散に向けたお願い

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000022.html



※「物流の2024年問題」とは

トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限が年間960時間（休日労働含まず）となります。

併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「改善基準告示」（貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）により、拘束時間等が強化されます。

この結果、我が国は、何も対策を講じなければ、2024年度には輸送能力が約14%不足し、このまま推移すれば2030年度には約34%不足すると推計されています。

（問合せ先）

中国運輸局自動車交通部貨物課（担当 増村）

TEL：082-228-3438

Mail：cgt-kamotsu@mlit.go.jp

2024年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をおねがいします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
特に **3月から4月に集中**することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2024年引越混雑予想カレンダー

4月

日

月

火

水

木

金

土

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24/31

25

26

27

28

29

30

日

月

火

水

木

金

土

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

特に混み合うことが予想されます

特に混み合うことが予想されます

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に**2月以前または5月以降**のお引越しの検討をお願い致します

国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越安心マーク

引越は 緑ナンバーのトラックで

人生のうちに何度もない引越だから、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから、引越におけるお客さまからの苦情トラブルを防ぐため、全日本トラック協会では、平成26年度に発足した引越事業者優良認定制度(引越安心マーク制度)により、講習会等を開催し、責任をもってお客さまに対応できる引越事業者を認定しています。引越安心マーク事業者は、お客さまの保護を目的として国が定めた「標準引越運送約款」に基づく、確かな引越作業の提供に努めています。

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、「引越のルール」を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… **引越安心マーク**

